

# 騒音規制法・振動規制法・宮城県公害防止条例の規制基準一覧

## 【騒音関係】

※県公害防止条例施行規則別表第2第4号

●騒音の測定は、特定事業場の敷地境界線上とする。

区域の区分		時間の区分			
		朝 午前6時から 午前8時まで	昼間 午前8時から 午後7時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 午前6時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 文教地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域(※1)	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域外	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域(※1)	商業地域 準工業地域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域(※1)	工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

※1：第2種、第3種、第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(入院施設有)、図書館、特別養護老人ホームの敷地及びその周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

## 【振動関係】

※県公害防止条例施行規則別表第2第5号

●振動の測定は、特定事業場の敷地境界線上とする。

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 午前8時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域外	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル	60 デシベル

※上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(入院施設有)、図書館、特別養護老人ホームの敷地及びその周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。